

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	市民部
款	項	目			課 名	税務課
2	2	2	賦課費	178		

I：事業概要

施策事業名	市税賦課
事業目的	行政需要に対し、継続的に的確な市民サービスを提供するための必要な財源として、市歳入の約4割を占める市税について、地方税法や犬山市税条例等に基づき、適正かつ公平な課税を行うことで安定した財源の確保を図る。
事業内容	●主な事業内容 ○個人市民税賦課 ・給与支払報告書や確定申告書等の課税資料に基づき税額を算定し、5月に特別徴収分、6月に普通徴収分の納税通知書をそれぞれ発送 ○固定資産税及び都市計画税賦課 ・登記物件（土地・家屋）の異動通知や現地調査、償却資産申告書等により税額を算定し、4月に納税通知書を発送 ○軽自動車税（種別割）賦課 ・軽自動車検査協会から送付される軽自動車税納税義務発生申告書等を基に税額を算定し、5月に納税通知書を発送 ●主な決算の内訳 ○市税賦課 ・印刷製本費 6,295,344円 ・通信運搬費（納税通知書等郵送代） 8,147,372円 ・基幹系システム開発委託料 9,009,000円 ・固定資産管理システムデータ更新業務委託料 4,620,000円 ・地方税電子申告支援サービス利用業務委託料 3,630,000円 ○固定資産評価替え（令和6年度から令和8年度まで3か年かけて実施） ・固定資産評価支援業務委託料 9,474,300円（3か年分計 32,670,000円）
事業の成果・効果	令和6年度決算における市税の調定額は、 個人住民税 4,047,808,744円、法人市民税 1,324,634,400円、 固定資産税 5,555,082,500円、国有資産等所在市町村交付金 43,070,100円、 軽自動車税（環境性能割） 15,763,700円、軽自動車税（種別割） 194,830,500円、 市たばこ税 390,196,448円、入湯税 11,102,400円、 都市計画税 783,488,100円 となっており、例年どおり適正に課税客体を把握し、公平かつ公正な課税を実施した。

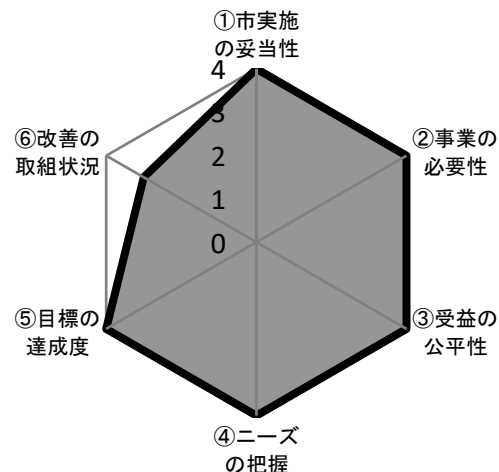
II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
市税賦課	50,156	312	49,844	99%	3	3	3
固定資産評価替え	9,474	0	9,474	100%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	59,630	312	59,318	99%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		50,722	59,630	94,627
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	162	312	305
	一般財源	50,560	59,318	94,322
一般財源の割合		100%	99%	100%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	地方税法や犬山市税条例等に基づき、市税として賦課する事業である。
②事業の必要性	4	市歳入の約4割を占める各市税は、市民サービスを提供していく必要な財源のため、継続すべき事業である。
③受益の公平性	4	市税収入を基に様々な市民サービスを実施していることから、すべての市民が恩恵を受けることができる事業である。
④ニーズの把握	4	賦課事業であり、納税義務者のニーズを把握して事業の方向性を決定するものではない。
⑤目標の達成度	4	各税目において適正な課税客体の把握等に努め、滞りなく賦課を行うことができた。
⑥改善の取組状況	3	公平かつ適正な課税を行うため、近隣市町等の例も参考に、業務の総点検や検証等を必要に応じて進めている。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	償却資産は計画的かつ継続的に調査を行い、1件の新規課税に繋がった。特別徴収通知書の電子化を実施することで、税の電子化への対応した。固定資産税の宛名データの共有名義分を修正し、固定資産税台帳における持分データの登録を完了した。
令和7年度に見直しを実施している事項	基幹系(税務)システムの標準化への移行において、各税目ごとに業務フローや各様式等の確認をして修正や漏れがないようにする。また、税制改正による変更が生じた場合には速やかにシステム改修が行えるよう作業を進める。
今後見直しを検討する事項	引き続き、公平かつ適正な課税のための手法について検討をしていくとともに、税に関して市民に分かりやすい情報の提供の仕方も検討する。航空写真データを活用して、土地及び家屋の一括的な異動把握の手法等を検討する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
適正かつ効率的な賦課業務を推進していくため、オンラインによる業務改善の可能性を模索していく必要がある。	基幹系(税務)システム標準化に向けて、業務フローの見直しやRPA等の活用しながら、常に業務改善を行いつつ、適正な課税のあり方を研究する。 国が進めるデジタル化の波に遅れることなく、電子申告・申請の対象税目・納付手段の拡大等を検討していく。

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	市民部
款	項	目			課 名	税務課
2	2	4	定額減税補足給付金給付事業費	182		

I：事業概要

施策事業名	定額減税補足給付金給付事業								
事業目的	物価高に対応し可処分所得を増やすため、令和6年に実施する所得税と個人住民税の定額減税において、それぞれの定額減税可能額が推計所得税額及び個人住民税所得割額を上回る者に対して、上回った額を定額減税補足給付金として給付する。								
事業内容	●主な事業内容 令和6年に実施した所得税と個人住民税の定額減税において、それぞれの定額減税可能額が推計所得税額及び個人住民税所得割額を上回る者に対して、定額減税補足給付金を給付 ※定額減税可能額 所得税分 = 3万円×(納税者本人+扶養人数) 個人住民税所得割分 = 1万円×(納税者本人+扶養人数) ※推計所得税額 令和6年に入手可能な課税情報（個人住民税課税情報）を基に把握した当該納税者の所得税額【給付額・対象人数】 ①+②の合計額（合計額を万円単位に切り上げ） ① 所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額（≒令和5年分所得税額） ② 個人住民税所得割分減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割 ※①及び②が「0（ゼロ）」以下の場合、給付額は「0（ゼロ）」 給付対象人数：13,013人 給付人数：12,700人 ●主な決算の内訳 <table><tr><td>・通信運搬費</td><td>2,472,918円</td></tr><tr><td>・委託料</td><td>13,641,548円</td></tr><tr><td>・機械器具借上料</td><td>3,747,936円</td></tr><tr><td>・交付金（定額減税補足給付金）</td><td>518,630,000円</td></tr></table>	・通信運搬費	2,472,918円	・委託料	13,641,548円	・機械器具借上料	3,747,936円	・交付金（定額減税補足給付金）	518,630,000円
・通信運搬費	2,472,918円								
・委託料	13,641,548円								
・機械器具借上料	3,747,936円								
・交付金（定額減税補足給付金）	518,630,000円								
事業の成果・効果	給付対象者の97.6%に対し給付金を給付した。オンライン申請の活用による利便性の向上や、記入例などの翻訳により幅広い国籍の方への対応をした他、コールセンターを設置してわかりやすく丁寧な対応をし、速やかな給付が実現できた。								

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

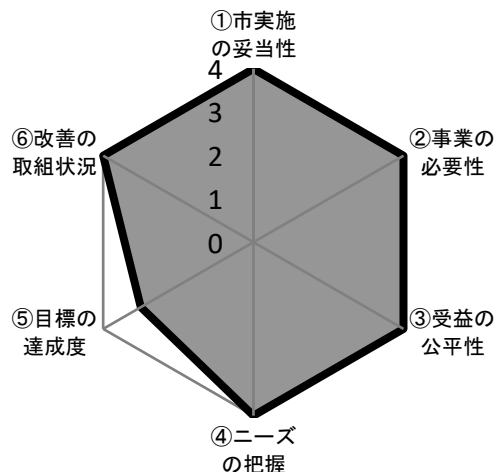
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
定額減税補足給付金給付事業	541,204	541,204	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	541,204	541,204	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		-	541,204	345,025
財源内訳	国県支出金	-	541,204	345,025
	地方債	-	0	0
	その他	-	0	0
	一般財源	-	0	0
一般財源の割合		-	0%	0%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱に基づき自治体が実施する。
②事業の必要性	4	デフレ脱却のための一時的な措置として可処分所得を直接的に下支えするための事業であるため必要である。
③受益の公平性	4	税情報等との突合により給付が必要な者に対し適切に給付ができています。
④ニーズの把握	4	国の指示に基づき実施する業務であるため、意見聴取等は求められていない。
⑤目標の達成度	3	対象者数13,013人のうち12,700人(97.6%)に対し給付を行った。
⑥改善の取組状況	4	給付対象者にプッシュ型での案内(支給確認書の送付)、オンライン申請の対応、案内や記入例の翻訳による外国人対応、申請のない者に対しての複数回の案内送付を行った。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	令和6年度から実施のため行っていない。
令和7年度に見直しを実施している事項	令和7年度実施の不足額給付についても、国の指示に基づき適切に給付金を給付する。
今後見直しを検討する事項	令和6年度に給付をした者に対しての手続きの簡略化や、国から示されている支給確認書等の様式をより分かりやすくなるよう見直しを行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
支給対象者が固まり次第、適正かつ迅速に給付金を給付する必要がある。	制度概要、作業スケジュールや作業手順等を確認しておき、給付対象者に適正かつ迅速に給付する。問い合わせにはコールセンターを開設し、わかりやすく丁寧な説明を実施する。